



## ～日ごろの対策・訓練で大地震に備える～ 市総合防災訓練を開催します

いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ地震などの大規模地震災害。これらに備えるためには日ごろからの対策、訓練がとても大切です。

本年も市を始め防災関係機関の参加のもと、災害対応力及び防災意識の向上を目的とした訓練を行います。

この訓練は、市民の方にも参加していただけます。

地震体験車による過去に発生した地震の体験もできますので、ぜひご参加ください。

※当日は手話通訳者も参加します。

- と き** 9月7日(土) 午前8時30分～11時30分  
**と ころ** みずとぴあ庄内(庄内川水防センター)及び庄内川河川敷  
**訓練内容** ○シェイクアウト訓練 ○避難訓練 ○土のう作り訓練  
 ○応急救護訓練 ○倒壊家屋からの救助訓練  
 ○ドローンによる撮影訓練 など

今年は地震体験車(なます号)がやってきます。地震の恐ろしさを体験して、いざというときに落ち着いて行動することの大切さを学びましょう。



### ◎災害ボランティア体験訓練の参加者募集!

午前10時10分から、清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会による、災害ボランティア体験訓練を行います。事前の応募は不要ですので、ぜひご参加ください。

### ◎訓練実施に伴うサイレンの吹鳴

午前8時20分に予告放送を、午前8時30分に防災行政無線によるサイレンの吹鳴及び広報訓練などを行います。あらかじめご了承ください。

### ～各家庭でサイレンが聞こえたら～

身の安全の確保、家族の安否確認、火の始末及び正しい情報の入手に努める訓練を行ってください。

サイレン	サイレン	サイレン
45秒	15秒	45秒
45秒	15秒	45秒

※前日の訓練準備及び当日の訓練・片づけでは、車両などの出入りが多くあり、危険です。そのため、**9月6日(金)・7日(土)は、みずとぴあ庄内敷地内道路の一部を終日通行止め**とします。ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 防災行政課(北館3階)

## 防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練の実施

8月28日(水)午前11時頃 実施します

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム「J-ALERT(ジェイ・アラート)」から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さまへお伝えするため、市内で緊急情報伝達訓練を行います。

J-ALERT(ジェイ・アラート)とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

市が当日実施する試験は、次のとおりです。



情報伝達手段	内 容
防災行政無線の放送	市内110カ所に設置してある防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】「これは、Jアラートのテストです。」×3+「防災行政無線チャイム」

注) 清須市以外の地域でも、全国的にさまざまな情報伝達手段で試験が実施されます。

■問合せ 防災行政課(北館3階)



# 平和への取り組み ~戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えよう~

## ①平和祈念式

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼するとともに未来の平和を願い、清須市「平和祈念式」を開催します。どなたでも参加していただけますので、ぜひご参加ください。

**と き** 8月16日(金) 午前10時開始 ※午前11時30分終了予定

**と ころ** 新川地域文化広場(カルチバ新川) 文化ホール

※クールビズの期間中ですが、当日の式典につきましては、上着及びネクタイ着用でご出席いただきますようお願いいたします。

※当日記帳所を設置します。



## ②記帳所の設置

過去の戦争によって亡くなられた方々を追悼し、平和で安心して暮らせる社会の実現を願い、次のとおり記帳所を開設します。「平和を願うあなたの記」署名をお願いします。

**と き** 8月1日(木)~9月2日(月)

**と ころ** 市役所北館1階ロビー・にしびさわやかプラザ1階ロビー・清洲市民センター1階ロビー・市立図書館1階ギャラリー ※施設によって、開庁(館)日・時間が異なります。

■問合せ(①②について) 社会福祉課(北館1階)

## ③「平和を願う折り鶴」・「書道作品展」・パネル展「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」

平和月間にあわせ、市内の小・中学校に通う児童及び生徒が“平和を願う折り鶴”を作りました。また、小学校6年生児童が平和をテーマに書いた優秀書道作品と“ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間”のパネルを展示します。

**と き** 8月1日(木)~29日(木)

**と ころ** 市立図書館



展示風景

## ④小学校児童平和推進派遣研修

市内小学校児童の代表者23名が、8月5日(月)・6日(火)の広島市へ派遣し、平和記念式典に参列し、核兵器の恐ろしさや、戦争の悲惨さを知り、命の大切さと平和の尊さを学びます。

また、折り鶴の一部を持参し、平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げます。

## ⑤原爆投下時刻には黙とうを

今からさかのぼること74年、世界ではじめて原子爆弾が広島に投下されました。8月6日午前8時15分(広島)と、8月9日午前11時2分(長崎)には、原爆死没者のめい福と世界恒久平和の実現を祈り、1分間の黙とうを捧げましょう。

■問合せ(③④⑤について) 生涯学習課(南館1階)

## 清洲総合福祉センター臨時休館のお知らせ

**休館日 8月11日(日・祝)~15日(木)**

上記日程において、**施設設備点検・館内清掃を実施するため**、臨時休館とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※13日(火)~15日(木)については、社会福祉協議会の通常業務は行っています。御用の方は事務所までお越しください。





## 第18回新川やると祭 参加募集のお知らせ

**と き** 10月5日(土)  
**と ころ** 県道助七西田中線(東須ケ口交差点から東外町交差点までの間)

### 募集内容

- やると祭総おどり** 午後6時から  
まつりのメイン「やると総おどり」に参加し、会場から溢れる熱気の中で踊ってみませんか。
- やるとステージ** 午後1時～4時の間 ※持ち時間15分以内(入退場を含む)  
市内で活動するグループの方、音楽やダンスなどをステージで披露してみませんか。  
※応募者多数の場合には、市内グループを優先するなど、事務局で出演者の調整をさせていただきます。  
※出演時間については、9月上旬に行われる説明会で抽選により決定します。



### 申込方法

8月1日(木)から産業課(南館3階)窓口にて申込を受け付けます。  
**締 切** 8月15日(木) 午後5時まで

■問合せ 新川やると祭委員会事務局[産業課(南館3階)内]

## 市商工業活性化事業説明会 「清須あきないミーティング」

市では、10月から始まるプレミアム付商品券事業を始め、清洲城周辺体験型イベントによる市内店舗活性化事業等を行います。

商品券取扱店舗登録済の方への説明や啓発品の提供、市活性化事業に参加し、市民や観光客など市外からの集客に興味のある方、商品開発や販路拡大等に前向きな方は、ぜひお気軽に参加してください。

- と き** 8月9日(金) 午後7時から  
**と ころ** 清洲市民センター 2階集会室  
**内 容** ①プレミアム付商品券取扱店舗説明及び啓発ポスター等配布  
②清洲城周辺体験型イベント協力店舗説明及び募集(集客に興味のある方)  
③清須ブランド商品開発など(将来的な商品開発やその販路拡大に興味のある方)

**参加資格** 市内で事業を営む商工業事業者 ※飲食関係以外の事業者もご参加いただけます。

■問合せ 産業課(南館3階)

## 清洲城・清洲ふるさとのやかた 特別営業

「清洲城」及び「清洲ふるさとのやかた」は、毎週月曜日(月曜日が祝日又は振替休日の場合は翌日以降の平日)が定休日ですが、お盆の8月13日(火)は、休まず営業します。どうぞお越しください。

■問合せ 産業課(南館3階)





日本赤十字社活動資金募集にご協力いただき  
ありがとうございました

活動資金合計 5,708,261円

皆さまからお寄せいただいた活動資金は、日本赤十字社が行う東海・東南海地震を想定した救護訓練や、愛知県内における救護資機材の整備を始めとした事業に活用されます。

今後とも赤十字の活動に、ご理解とご支援をよろしく願います。  
■問合せ 社会福祉課(北館1階)

寄附をいただきました

有効に使わせていただきます。  
ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

○太田公久様 現金100万円

○公益財団法人

煎茶道方円流愛知支部様 現金10万円



全国家計構造調査にご協力ください

2019年全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)を実施します。

調査対象となる地区の世帯には、8月初旬から統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確にご記入ください。

調査員は、身分証明書(調査員証)を携帯しておりますので、不審と思われる場合は、十分ご注意ください、企画政策課(北館3階)までご連絡ください。  
■問合せ 企画政策課(北館3階)



6月議会定例会

■問合せ 議事調査課(南館4階)

税条例の一部を改正する条例案等8議案を可決

定例会は、5月31日から6月21日までの22日間の会期で開き、初日に市長提出議案の上程・説明があり、諮問案件である人権擁護委員候補者の推薦1件については、同日、適任と決しました。

また、市長提出案件の内、工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その6)(その7))の締結については、即日、採決され全員賛成で可決しました。その他の議案については、5日に各所管の常任委員会に付託しました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告があり、採決の結果、全議案が原案どおり可決しました。

可決された主な議案

- ◆税条例の一部を改正する条例案 ◆介護保険条例の一部を改正する条例案
- ◆令和元年度一般会計補正予算(第3号)案
- ◆工事請負契約((仮称)西枇杷島児童センター新築工事)の締結について
- ◆工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その6))の締結について
- ◆工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その7))の締結について

報告案件

- ◆平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書について
  - ◆平成30年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
  - ◆尾張土地開発公社令和元年度事業計画及び予算に関する書類について
- ※その他の議案については、広報清須8月号折込「市議会だより第54号」及び市ホームページをご覧ください。

9月議会定例会の日程

本会議委員会は、お気軽に傍聴できます。詳しくは、議会事務局議事調査課(南館4階)までお尋ねください。

■開会時間 午前9時30分から ■問合せ 議事調査課(南館4階)	26日(木)	本会議(委員長報告、 討論、採決)
	19日(木)	建設文教常任委員会
	18日(水)	建設文教常任委員会
	17日(火)	福祉常任委員会
	13日(金)	福祉常任委員会
	12日(木)	総務常任委員会
	11日(水)	総務常任委員会
	9日(月)	本会議(議案質疑)
	5日(木)	本会議(一般質問)
	4日(水)	本会議(一般質問)
2日(月)	本議行政報告質疑、監査報告 議案提案説明	
9月議会 開会日	会議等	



## ごみ分別アプリをぜひご利用ください!

本市では、スマートフォン・タブレット用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信しています。このアプリでは、分別方法を検索したり、資源・ごみ収集日の確認や市からのお知らせを受信することができます。

また、英語にも対応しており、ご利用端末の言語設定を変更していただければ、英語版をご利用いただけます。

### ●ダウンロード方法

App Store(アップルストア)、Google Play(グーグルプレイ)から「さんあ〜る」で検索し、『ごみ分別アプリ「さんあ〜る」』をクリックすることで入手できます。また、二次元バーコードでも読み取りできます。(アプリ利用料は無料ですが、通信料はご負担ください。)



App Store Google Play

■問合せ 生活環境課(北館2階)

## 税の公平性と延滞金

### 税の公平性

市税は、市のさまざまな事業を行うための費用を所得や資産の状況に応じて、皆さまに公平に負担していただいているものです。市税には、それぞれ納期限が定められており、その納期限内に納付することになっています。納期限を過ぎますと延滞金を納めていただくこととなります。収納課収納担当では、納期限内に納付された方と納期限内に納付がなかった方との不公平をなくし、税負担の公平性を実現するため、適切な滞納整理を行っています。

### 延滞金の計算方法

納期限内に税金の納付がなかった場合、納期限内に納税した方との公平性を図るため、納期限の翌日から完納をした日までの期間の日数・延滞金の割合に応じて計算されます。

平成26年1月1日以降は「年14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」の低い方の割合で計算され、納期限の翌日から1カ月を経過した日からは、令和元年(平成31年)は年利8.9%で計算されます。

ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの日は、「年7.3%」と「特例基準割合(※)+1.0%」の低い方の割合となり、令和元年(平成31年)は年利2.6%で計算されます。

### ※特例基準割合とは

財務大臣が前年の12月15日までに告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月までの各月における年平均)に1%を加算した割合です。

■問合せ 収納課(北館2階)

## 個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方の所得にかかる税金です。

第1期分の納期限は9月2日(月)です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、MMK(マルチメディアキオスク)設置店(納付額が30万円以下のものに限ります。)、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はATM、インターネットでのクレジットカードによる納付、スマートフォンアプリ(PayB)又は県税事務所で納付してください。

なお、領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口又はコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。詳細は、県税務課ホームページをご覧ください。

納税には、便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

■問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 県民税・事業税第二グループ  
☎052-531-6304(ダイヤルイン)  
県税務課ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>)





## 後期高齢者医療についてのお知らせ

後期高齢者医療保険証には、「1割」又は「3割」の自己負担額が記載されていますので、病院を受診するときは、必ず、保険者証を提示・提出してください。

### 自己負担割合とは

- 現役並み所得者の方(※1) **3割**  
後期高齢者医療を受ける方のうち、お一人でも一定の所得(市民税の課税所得が145万円)以上の方が同一世帯にいる方  
※ただし、世帯内で後期高齢者医療を受ける方の合計収入額が以下の基準額に満たない場合は、申請することにより負担割合が1割に変更されます。

#### 【基準額】

- ①世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者の方がいる場合 520万円
- ②世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者の方がいない場合 次のア、イのいずれかの額  
ア 被保険者本人の収入額 383万円  
イ 世帯の70～74歳の方(後期高齢者医療の被保険者の方を除く。)を含めた収入額 520万円

- 一般の方(※2) **1割**  
現役並み所得者の方で、低所得I・IIのいずれにもあてはまらない方
- 低所得IIの方(※3) **1割**  
同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方
- 低所得Iの方(※4) **1割**  
同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

### 医療費が高額になったときは？

1カ月の医療費が限度額を超えたときは、超えた分が後から支給されます。

負担区分		負担割合	個人の限度額(外来のみ)	世帯の限度額(外来+入院)	
現役並 所得者 (※1)	課税所得690万円以上	3割	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% [14万100円]	5万7,600円[4万4,400円]	
	課税所得380万円以上		16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% [9万3,000円]		
	課税所得145万円以上		8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% [4万4,400円]		
一般(※2)		1割	1万8,000円 年間(8月～翌年7月)14万4,000円が上限	5万7,600円[4万4,400円]	
低所得II(※3)			8,000円		2万4,600円
低所得I(※4)			8,000円		1万5,000円

※診療月を含め過去12カ月に3回以上、世帯(外来+入院)の支給対象となっている場合は、4回目以降の自己負担限度額は[ ]内の金額となります。該当した場合は、広域連合からお知らせ及び振込があります。(数カ月かかります。)詳しくは、お送りしました後期高齢者医療被保険者証に同封されている冊子『後期高齢者医療制度のご案内』をご覧ください。

※これまで「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」をお持ちの方で8月1日以降も該当する場合は、新たな有効期間の証を7月下旬に郵送していますのでご確認ください。

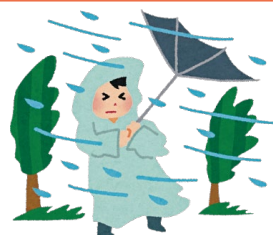
■問合せ 保険年金課(北館1階)

## 台風接近時の「ごみの回収」について

台風の接近に伴い暴風警報が発令される場合がありますが、回収作業に影響を伴わない状況の場合は、通常どおり回収を行います。ただし、風雨が強く回収作業継続に危険が伴う場合については、一旦作業を中断し、天候の回復を待って回収作業を再開します。

通常、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック、粗大ごみは、指定日の午前8時までに排出していただいておりますが、風雨が強い時は、一旦、排出を見合わせていただき、天候の回復を待って排出してください。

なお、資源ごみの回収は、前日に回収容器の配布、準備をするため、台風の接近状況により前日に回収中止の判断を行います。ご理解とご協力をお願いします。



■問合せ 生活環境課(北館2階)



## 消費税率の引き上げに伴う 水道料金・下水道使用料の改定について

消費税率の引き上げに伴い、令和元年11月分までは旧料金、12月分からは新料金で水道料金・下水道使用料をご請求させていただきます。

### ●新料金の適用時期

検針月	適用時期
偶数月	令和元年11月～12月の使用量の半分が旧料金、残りの半分が新料金となります。以降の料金は新料金となります。
奇数月	令和元年12月～令和2年1月分の使用量から新料金となります。

### ●一般家庭で2カ月に30㎡(立方メートル)ご使用の場合

区分	旧料金(税込)	新料金(税込)
水道料金	3,099円	3,157円
下水道使用料	4,212円	4,290円
合計	7,311円	7,447円

※一般用専用・口径13ミリの場合

詳しくは、上下水道課(南館2階)窓口又は市ホームページをご覧ください。

■問合せ 上下水道課(南館2階)

## 消費者トラブル注意報!「仮想通貨に関するトラブルに注意!」

仮想通貨はインターネットを通じて電子的に取引され、法定通貨(円やドルなど)と違い取引相場の価格変動リスクを伴い、将来必ず値上がりするというものではありません。

### 【相談事例】

知人に2～3年後に2倍になると勧誘され、仮想通貨を購入したものの、最近になって購入先の事業者が交換業登録の申請が通らないという理由で廃業となった。返金された金額は投資した金額の半額以下だった。

このようなトラブルを避けるには、仮想通貨交換業の登録のある事業者かどうか必ず確認しましょう。金融庁のホームページの「仮想通貨交換業登録一覧」にて確認できます。ただし、登録されていても取引には、高いリスクが伴うことに十分注意しましょう。

なお、法律改正により今後、仮想通貨の名称は「暗号資産」に変更されます。

お困りのときは、市消費生活センター又は消費者ホットライン☎188までご相談ください。

■問合せ 産業課(南館3階)

## 「清須市暮らしの便利帳」に掲載する有料広告を募集します

市の施設や各種手続きなどの行政情報や地域情報を掲載した「清須市暮らしの便利帳(平成29年11月発行)」の改訂版を、官民協働事業として株式会社サイネックスと作成し、本年11月～12月にかけて市内全世帯へ配布する予定です。

「清須市暮らしの便利帳」の制作費は、事業者の皆さまからの広告掲載料を元に、株式会社サイネックスが全て負担します。広告の募集・販売のため、株式会社サイネックスの担当者が9月末まで企業や事業者を訪問しますので、皆さまのご協力をお願いします。

### ■問合せ 広告掲載及び地域情報に関すること

株式会社サイネックス ☎053-452-8753

行政情報に関すること

人事秘書課(北館3階)



平成29年11月版



# 市民「カ」協働だより

## 「清須市協働テラス」のご案内

清須市協働テラスが今年7月からはじまりました。「協働」というと難しく聞こえますが、英語で言うと「コラボ」です。今までやりたいけどできなかった活動が、テラスで出会ったお仲間と実現できるかもしれません。地域の情報を知りたいだけの方や、市民活動をしたことがない方も大歓迎です。8月は3回開催します。飲み物をご用意して、皆さまのご参加をお待ちしています。

開催日	場所
8月 3日(土)	新川ふれあい防災センター 2階 集会室Ⅱ
8月18日(日)	清洲市民センター 2階 201集会室
8月31日(土)	春日公民館 3階 研修室

※時間は午前10時～11時30分です。  
※事前申込・参加料不要、定員はありません。



## アダプト・プログラム団体のご紹介(Vol. 4)

団体名(代表者)	ドリーム(稲垣武利さん)
活動場所	東須ヶ口交差点からアルコ西側交差点までの区間のうち清洲地区の南側路側帯
ここで見られる主なお花	チューリップ(4月頃)、ポーチュラカ(8月頃) パンジー(11月頃)



(活動の様子[7月撮影])

今回ご紹介するドリームは、稲垣さんご夫婦を中心として丁寧な植栽管理が際立っています。その誠実な活動ぶりに、地元の方々は、水やりの水源提供や、植栽作業への協力をされています。

稲垣さんは、そんな皆さまからの支援に対し、大変感謝しているそうです。夏季の花選びでは、試行錯誤の結果、乾燥に強く、小ぶりで彩り豊かな花をつけるポーチュラカにたどりつかれました。ポーチュラカは、挿し芽をすることで花が増えていくため、市が提供する花苗をほどよくグレードアップしてくれます。市の担当者がお奨めする大好きな花壇のひとつです。



(挿し芽で花を増やしていくポーチュラカ[7月撮影])

■問合せ 企画政策課市民協働係(南館1階)

## 市民記者がゆく！ きよす御朱印巡り

## まちなかWatch 48

市民記者 吉村 希代美

数年前から御朱印集めがブームとなり、最近ではアートのよう美しい彩りの御朱印が人気を博しています。また、令和改元の折には、限定御朱印を求めて行列をつくる様子がニュースにもなっていました。元々、歴史や神社仏閣巡りが好きな私も、3年前から御朱印をいただき始め、御朱印帳も3冊目となりました。社のみならず、お城登城記念の「御城印(ごじょういん)」が清洲城にもあると知り、4月のお花見の時にいただけてきました。



織田信長公の家紋「五瓜に唐花紋」が押された御城印は、満開の桜に映える清洲城に相応しい艶やかさがあり、改元直前に地元でいただいた記念印は、平成の思い出を鮮やかに彩る宝物となりそうです。清洲城の御城印は、清洲城受付又は清洲ふるさとのやかた売店で授与していただ

ます。令和初の御朱印は、おさんの日吉神社で、改元限定印をいただきました。色とりどりの花と、ユーモラスなお猿さんが描かれた美しい御朱印を手にし、新しい世への希望と幸せな気持ちが高まりました。令和改元の記念印授与は7月までですが、8月には輪くぐり神事とともに「夏詣」の限定御朱印もあり、また8月に3度ある「申の日」には、「厄をさる」ありがたい御朱印をお受けできるそうです。

御朱印は御守りと同様にありがたく尊い授与品です。大事に所持し、参拝した時の感動と共に、大切にしたいと思っています。

